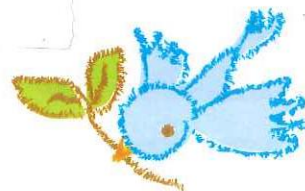


ダイジェスト版



第2次南島原市男女共同参画計画

ハーモニープラン

夢と希望のまち
笑顔輝く

みなみしまばら



平成25年3月

南島原市

計画策定の趣旨

個人の生き方の多様化、少子・高齢化の急激な進展や地域社会が大きく変化する中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題となっています。

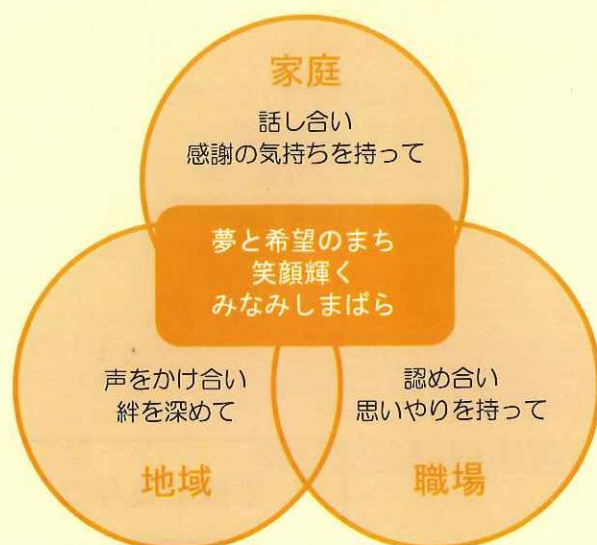
この計画は、地域の経済力の低下や少子・高齢化と人口減少による地域の担い手の減少などの背景、また、前「南島原市男女共同参画計画」の進捗状況、国および長崎県の「男女共同参画基本計画」を受け、男女共同参画社会の形成を促進するために設置した「南島原市男女共同参画推進懇話会」の提言を踏まえて、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、かつ計画的に推進するために策定するものです。

計画の期間

この計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

めざす姿

夢と希望のまち
笑顔輝く みなみしまばら



基本目標 Ⅰ

男女がともに認め合い、尊重し合う意識づくり

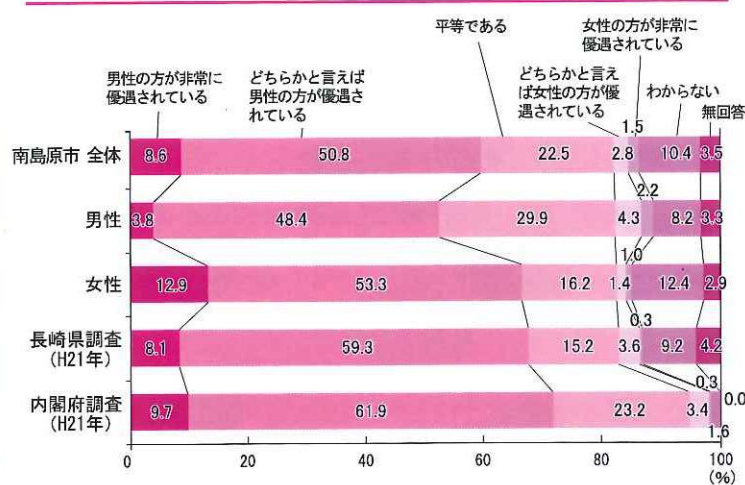
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- (3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進
- (4) 男性に対する啓発の推進

2 学校教育・生涯学習における啓発推進

- (1) 学校における男女共同参画に関する教育・学習の充実
- (2) 学校における性教育の充実
- (3) 生涯学習における男女共同参画を目指した学習機会の充実

■社会全体として見た場合の平等感



社会全体として見た場合の男女の平等感は、「男性の方が優遇されている」という意見が多く、男女の不平等感が見られます。

基本目標 II

あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

- (1) 審議会等への女性の参画の推進
- (2) 役職等への女性の参画の推進
- (3) 女性の積極的な採用・登用の促進

4 女性人材の育成と人材情報の提供

- (1) 女性人材の育成
- (2) 女性の人材発掘及び積極的な情報の提供

5 農業・水産業・商工業等自営業における女性の自立支援

- (1) 家族経営・小規模事業者などへの意識啓発
- (2) 女性リーダーの育成

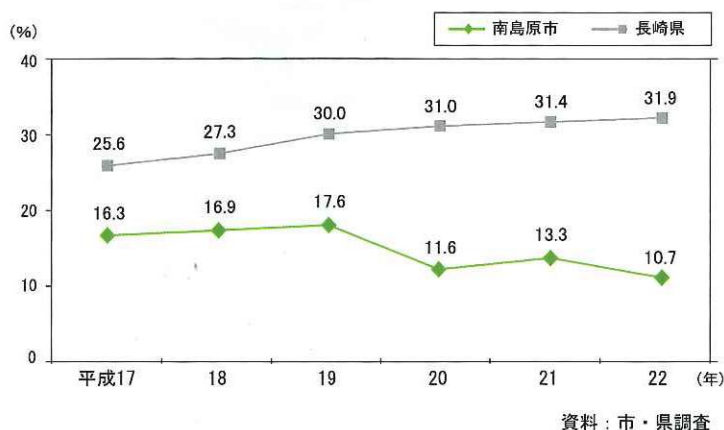
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- (1) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透
- (2) 家庭における男女共同参画の促進
- (3) 多様な働き方ができる環境づくりの促進

7 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域社会における男女共同参画の推進
- (2) 防災における男女共同参画の推進
- (3) 女性力を生かせる地域づくりと男女共同参画の促進

■ 審議会等の女性委員の登用状況



女性の社会進出は進んでいるとは言われますが、本市における審議会等への女性委員の登用率を見ると、平成22年で10.7%となっており、長崎県と比較すると21.2ポイントも下回っています。

基本目標 III

男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

8 男女間における暴力の根絶

- (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

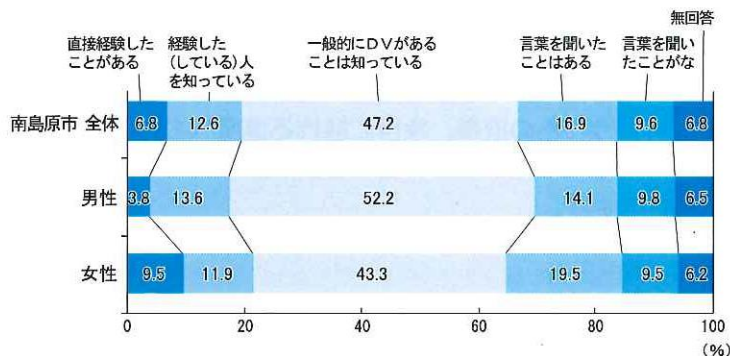
9 生涯を通じた健康支援

- (1) 健康診査・健康教育の推進
- (2) 妊娠・出産と乳幼児期における健康管理への支援

10 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- (1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援
- (2) 高齢者や障がいのある人への支援

■ DVに関する経験



DVの直接経験者は、6.8%で、「自分のまわりに経験した(している)人がある」は12.6%となっており、男性に比べると女性の被害が多くなっています。

推進体制

市民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野を通じて、男女共同参画社会づくりの取り組みに積極的に参画できる施策の推進を図るとともに、市民一人ひとりの声を反映するための仕組みづくりによる市民協働の男女共同参画社会づくりを目指します。

南島原市男女共同参画推進懇話会

調査・審議
諮問・答申

市民・事業者・関係団体等



情報提供・連携

市内の推進体制

南島原市男女共同参画市内推進会議

会長：市長

副会長：副市長、教育長

委員：各部長

幹事会

ワーキンググループ

人権・男女共同参画室

用語の解説

■仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

■DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など密接な関係にある者、またはあった者からふられる身体的・心理的・性的な暴力のこと。

■セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。

■南島原市男女共同参画推進懇話会

南島原市の男女共同参画社会の形成促進を図るために設置された、委員15名から成る諮問機関。

男女共同参画に関する調査研究、推進のための提言や推進活動などを行っています。

■南島原市女性人材バンク

各分野において識見又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に提供し、審議会等への女性の積極的登用を目指すため設置されました。

①、②、③の全ての条件に該当する女性は誰でも登録できます。

- ①本市に居住または勤務するか、市内の団体に属していること
- ②年齢が20歳以上75歳未満であること
- ③次のいずれかの分野に関心がある、もしくは専門的知識や技能を有すること

人権・男女共同参画、保健・医療、法律・行政、福祉・介護、環境、国際交流、農業・水産業・商業・工業、建築・土木、育児・子育て、教育・スポーツ、文化・芸術、まちづくり・地域活動、NPO・各種ボランティア

第2次南島原市男女共同参画計画 ダイジェスト版

平成25年3月発行

発行 南島原市

編集 南島原市市民生活部 人権・男女共同参画室
南島原市西有家町里坊96番地2

TEL 050-3381-5000 (代)